

会員細則の改正について

第10期中に行われた広報検討部会や災害対応等委員会の検討事項や、組織運営委員会における細則・規程等の検討の過程で生じた、会員の権利義務に関わる論点について、会員細則を必要な範囲で改正する。

(1) 会員の権利関係

① 広報媒体の見直し（広報検討部会報告。試行途上。）

- ・ニューズレターの紙媒体の廃止

→ 代替の広報媒体（成果物）でのニューズレターの機能の継承形態、会員の権利の維持・向上

⇒ ・今期に広報媒体の見直しを行った広報検討部会の提言を踏まえ、次期の広報体制への継承と、広報媒体の活用・展開を明確に整理し、会員細則の該当条項の改正の必要性を判断する。

(2) 会員の義務関係

① 災害等対応の中で会員に対する支援方策の検討（災害等対応委員会・中間報告（2020年2月26日））

- ・会費負担の軽減

→ 被災会員の会費負担の軽減

→ 会則改正案および会費免除細則案（別紙3）

⇒ ・会員細則に会費免除の特例規定を追加する。当面、震災、風水害等による被災を想定しているが、感染症拡大による経済的損失を検討対象から除くものではない。

・災害の性質によっては、会費免除対象会員の範囲や申請条件につき一体の定めを付することが必要な場合がありうる。

・なお、災害等対応以外の場合の会費減免の取扱いについては、財政状況等も踏まえ、引き続き検討課題とする。

② 倫理細則及びハラスメント対策規程の検討（組織運営委員会）

→ 5月理事会に細則案等を付議予定

→ 会員細則との関係整理

⇒ ・倫理細則等は、会員のみを対象とするものではないことから、会員細則の「会員の義務」条項とは別に、独立した細則及び規程として制定する。

以上より、以下に会員細則の改正案（付・改正理由）を掲げる。

日本 NPO 学会会員細則 補足説明

改正（下線部）	現行	改正理由
日本 NPO 学会会員細則	日本 NPO 学会会員細則	
<p>（総則） 第 1 条 日本 NPO 学会（以下本会という）の会員に関する細則については、会則の定めるほか、この細則の定めるところによる。</p>	<p>（総則） 第 1 条 日本 NPO 学会（以下本会という）の会員に関する細則については、会則の定めるほか、この細則の定めるところによる。</p>	
<p>（種別及び資格） 第 2 条 会員の種別及び資格は、次のとおりとする。 （1）正会員（個人） （2）賛助会員（個人又は団体）</p>	<p>（種別及び資格） 第 2 条 会員の種別及び資格は、次のとおりとする。 （1）正会員（個人） （2）賛助会員（個人又は団体）</p>	
<p>（権利） 第 3 条 正会員の権利は、次のとおりとする。 （1）総会における審議事項に対し、一人につき 1 票の議決権を有する。 （2）理事候補者の選挙において、理事候補者の選挙（推薦及び投票）を行い、推薦に基づき被選挙候補者となり、投票の結果に基づき理事になることができる。 （3）本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』</p>	<p>（権利） 第 3 条 正会員の権利は、次のとおりとする。 （1）総会における審議事項に対し、一人につき 1 票の議決権を有する。 （2）理事候補者の選挙において、理事候補者の選挙（推薦及び投票）を行い、推薦に基づき被選挙候補者となり、投票の結果に基づき理事になることができる。 （3）本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』</p>	

<p>(The Nonprofit Review) に、投稿規定に従って、論文（研究論文又は研究ノート）を投稿することができる。</p> <p>(4) 本会が主催する<u>研究大会</u>に研究等を発表することができる。</p> <p>(5) 本会が主催する<u>研究大会</u>や<u>セミナー</u>等の行事に、<u>会員料金</u>により参加することができる。</p> <p>(6) <u>本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review)</u>を、<u>毎号1冊、無料で配布</u>を受ける。</p> <p>(7) <u>本会の「日本NPO学会ニューズレター」</u>を、<u>無料で配付</u>を受ける。</p> <p>(8) <u>本会の会員が交流するメーリングリスト(npo-net)</u>において、<u>会員向けに情報を発信</u>ことができ、<u>また他の会員が発信する情報を得</u>ることができる。</p> <p>2 賛助会員の権利は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本会が主催する<u>年次大会</u>や<u>セミナー</u>等の行事</p>	<p>(The Nonprofit Review) に、投稿規定に従って、論文（研究論文又は研究ノート）を投稿することができる。</p> <p>(4) 本会が主催する<u>年次大会</u>に研究等を発表することができる。</p> <p>(5) 本会が主催する<u>年次大会</u>や<u>セミナー</u>等の行事に、<u>会員料金</u>により参加することができる。</p> <p>(6) <u>本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review)</u>及び「<u>日本NPO学会ニューズレター</u>」を、<u>毎号1冊、無料で配付</u>を受ける。</p> <p>(7) <u>本会の会員が交流するメーリングリスト(npo-net)</u>において、<u>会員向けに情報を発信</u>ことができ、<u>また他の会員が発信する情報を得</u>ることができる。</p> <p>2 賛助会員の権利は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本会が主催する<u>年次大会</u>や<u>セミナー</u>等の行事</p>	<p>・(4)号、(5)号については、大会規程及び大会運営規程の制定に伴う用語の統一。</p> <p>・(6)号については、広報の見直しに伴う広報媒体の追加・変更の中で、ニューズレターについては、従来印刷媒体で提供していた記事に相当する内容を、オンラインでニュースサイト（仮称）により提供することを試行中である。定期的に従来のニューズレターの内容を会員に無料で配信することには変わりはないことから、「毎号1冊」の表現は、機関誌について残し、ニューズレターについては(7)項に分けて規定し「毎号1冊」の表現を削除する。</p> <p>・改正(8)号に定める会員による情報発信について、メーリングリスト以外の場のあり方については、引き続き検討する。</p>
--	--	--

<p>に、無料で5人まで参加することができ、5人を超えたときは会員料金により参加することができる。</p> <p>(2) <u>本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review)を、毎号5冊、無料で配付を受ける。</u></p> <p>(3) <u>本会の『日本NPO学会ニューズレター』を、無料で配付を受ける。</u></p> <p>(4) <u>本会の会員が交流するメーリングリスト(npo-net)において、会員向けに情報を発信することができる、また他の会員が発信する情報を得ることができる。</u></p> <p>(5) <u>賛助会員は、総会における議決権及び理事候補者選挙における選挙権、被選挙権を有しない。</u></p>	<p>に、無料で5人まで参加することができ、5人を超えたときは会員料金により参加することができる。</p> <p>(2) <u>本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review)及び『日本NPO学会ニューズレター』を、毎号5冊、無料で配付を受ける。</u></p> <p>(3) <u>本会の会員が交流するメーリングリスト(npo-net)において、会員向けに情報を発信することができる、また他の会員が発信する情報を得ることができる。</u></p> <p>(4) <u>賛助会員は、総会における議決権及び理事候補者選挙における選挙権、被選挙権を有しない。</u></p>	<p>・(2)について、同上の理由により「毎号5冊」の表現を機関誌について残し、ニューズレターについては項を分けて表現を削除する。 なお、賛助会員の場合、会費負担額に応じて、ニューズレターにおいて正会員よりも量的に上回るサービスを受け得る方策については、引き続き検討する。</p> <p>・(4)号について、前掲のとおり。</p>
<p>(会費) 第4条 会員は、次の会費を納入しなければならない。 (1) 正会員 年会費 10,000円 (2) 賛助会員 年会費 一口100,000円</p> <p>2 前項第1号において正会員が学生である場合は、学生の身分を証明する書類を事務局に送付しその承認を受けることにより、年会費を5,000円とする。</p>	<p>(会費) 第4条 会員は、次の会費を納入しなければならない。 (1) 正会員 年会費 10,000円 (2) 賛助会員 年会費 一口100,000円</p> <p>2 前項第1号において正会員が学生である場合は、学生の身分を証明する書類を事務局に送付しその承認を受けることにより、年会費を5,000円とする。</p>	

<p><u>(会費の免除の特例)</u> <u>第4条の2</u> <u>会長は、会員が理事会の指定する大規模な自然災害によって被災し経済的損失を被ったと認めるときは、理事会の承認を得て、同会員の会費を免除することができる。</u></p> <p><u>2 前項に定める会費の免除を行う事由の起因する大規模災害の指定については、その発生のつど会長が理事会に付議しその承認を得るものとする。その指定に際しては、災害の事案に応じて、一定の申請条件を付することができるものとする。</u></p> <p><u>3 会員は、第1項の事由が生じたときは、会費の免除を申請することができる。</u></p> <p><u>4 会費の免除を申請しようとする会員は、会長に対し、所定の申請書（様式第1号）に、申請理由を記載し、会長が別途指定する書類を添えて申請し、理事会の承認を得るものとする。</u></p> <p><u>5 会長は、会員に会費免除の事由があると認めるときは、当該会員が被災のためにみずから前項の申請ができない場合でも、当該会員の会費の免除に関し、理事会に審議を求めることができる。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模な自然災害をすべて対象とするのではなく、免除の事由に起因する大規模災害を、発生の都度、本会独自に指定する。当面、震災、風水害等による被災を想定しているが、感染症拡大による経済的損失を検討対象から除くものではない。</u> ・ <u>災害の性質によっては、会費免除対象会員の範囲や申請条件につき一体の定めを付することが必要な場合があることを想定した規定を設ける。</u> ・ <u>申請書に記した被災による経済的損失について、免除事由と判断するための書類の添付を求める。個別事情の判断を行う場合に備えて申請理由の記載欄を設ける。</u> ・ <u>第5項の場合、会長は、前項の申請書等に相当する書類を添えて理事会に提議する。</u>
---	--	--

<p>6 <u>理事会は、会費の免除につき審議をする際に、会員の中から調査委員を選任して免除事由の有無について事実調査を行うことができる。</u></p> <p>7 <u>第1項に基づく会費の免除期間は、申請年度又は翌年度の1年間とする。ただし、被災の長期化等の場合、再申請を認める。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> 申請年度又は翌年度のいずれの会費の免除を希望するかは、申請者が当該年度の会費を既に納入しているか否かによる。納入済の場合、翌年度の会費を免除する。
<p>(義務) 第5条 会員は、入会届の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに本会事務局に届けなければならない。</p>	<p>(義務) 第5条 会員は、入会届の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに本会事務局に届けなければならない。</p>	
<p>(細則の変更又は廃止) 第6条 本細則の変更又は廃止は、理事会の議決を経て、総会の議決を要するものとする。</p>	<p>(細則の変更又は廃止) 第6条 本細則の変更又は廃止は、理事会の議決を経て、総会の議決を要するものとする。</p>	
<p>付則 1 本細則は平成29年3月26日より施行する。 2 <u>本細則は令和2年6月日より施行する。</u></p>	<p>付則 1 本細則は平成29年3月26日より施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>改正細則の付則の表記は簡略化している。</u>